

台湾人「慰安婦」訴訟一審判決別紙

原告らの被害事実

(東京地裁2002年10月15日判決より)

[→戦争・植民地被害者の被害事実—戦後補償裁判の記録から](#)

[→HOME](#)

原告らの被害事実

1 原告高 [REDACTED]

(1) 招集される前の生活

原告高は、大正10年(1921年) [REDACTED] に、台湾省台北県淡水鎮で生まれた。原告高が3歳の時に父が、15歳の時に母が亡くなっている。そのため、原告高は、幼いころから母の洗濯や裁縫の仕事を手伝っていたので学校には通っていない。15歳のころから、江山楼という店で歌を歌う仕事をしながら、結婚していた姉夫婦と一緒に生活し、姉の夫から実の妹のようにかわいがられて平穏な生活をしていた。

(2) 徴集時の状況

昭和13年(1938年)、当時17歳であった原告高は、将来のことを考えて養女をもらったが、間もなく、役所から招集通知が届いた。この通知には、広東に行って日本軍のために働くようにとの指示内容と、集合日時及び集合場所が記載されていただけであった。原告高は、どのような仕事をするのか役所に聞いたが、広東に行けば分かると言われてだけで、仕事の内容については教えられなかった。原告高は、集合場所である台北駅から、役所の者に連れられて、同時に招集された18人程度の女性と共に、汽車で基隆に行き、そこから船で広東に送られた。

(3) 「慰安婦」とされた時の状況

原告高は、広東からトラックで金山寺という場所に送られたが、そこには、「慰安所」と書いた看板が掲げられていた。これを見て、原告高らは、何をさせられるのかを知り、泣き悲しんだが、故郷から遠く引き離され、帰る方法もなく頼る先もなかったためにどうすることもできず、性行為を強制されるという苦役に服さざるを得なかった。その後、部隊の移動に伴い、原告高は、香港から軍船でシンガポールを経由してビルマに連れて行かれた。途中、

原告高の乗った艦船が潜水艦の攻撃を受けて、原告高は轟音により右耳の聴力を失った。

(4) ビルマの「慰安所」での生活

ビルマに到着後、軍のトラックに乗せられて山奥にある「慰安所」に連れて行かれた。「慰安所」は2棟あり、原告高らの後から到着した朝鮮から連れて来られた女性らは、別棟で性行為を強制されていた。「慰安所」があった場所は、安全な道のない原始林の中であり、原告高らは、柵がなくても逃げ出すことはできなかった。原告高らは、軍隊から米・野菜を支給されて自炊していた。必要な物資は、兵隊に頼んでラジオやランカンで買ってきてもらうしかなかった。外部とは隔絶された監禁状態で、生活全般について軍隊に支配されていた。「慰安所」は、台湾のおばさんとお姉さんと呼ばれていた女性二人と、日本人のおばさんと呼ばれていた女性一人の合計3人が管理していた。兵士は、2元、将校は4元を支払い、女性に対しては10日に一度、支払われていたが、原告高が留守宅に送金した金銭は届いていなかった。日本の軍医が月に3回程度、身体検査を行っていた。土日には、大勢の兵隊が訪れ、原告高らは特に酷使されていた。将校が宴会を開く時にも動員された。

(5) ラングーンへの移動と「慰安所」での生活

数年後、戦況が厳しい中、日本軍の駐屯地からの撤退に伴い、女性たちは幾つかのグループに分けられて移動した。原告高は、約1日かかってラングーンに移された。そこに、新たに日本軍専用の「慰安所」の建物が建てられ、原告高はここでも、1年から2年程度、日本軍の兵隊の性処理の道具という苦役に従事した。この「慰安所」に移されたころには、台湾から一緒だった18人は、7、8人になっていた。中には、部隊と一緒に山奥に移動した女性もいた。

(6) 敗戦と帰郷

敗戦後、原告高は、憲兵にベトナムに行って船を待つように指示され、憲兵隊の高官の指示に従ってベトナムに移動した。原告高は、抑留はされずに済んだが、帰還船に乗る際に、西洋人によって、金や荷物を取り上げられたために、5元を除く全ての財産を失った。原告高は、昭和22年（1947年）に台湾に戻った。招集通知を受けてから8年後であり、同時に台北に集合した18人のうち、帰還できたのは4人だけであった。14人が命を落とすなどして、故郷に帰れないままである。

(7) 帰郷後の生活

原告高が台湾に送金した金銭は、留守宅に届いていなかった。また、養子が幼い時に別れ、自ら育てられなかったので、親子の情がわからないままであった。原告高は、酒家で働いたりした後に、生活のために9人の子供を持つ男性と結婚したが、悲惨な体験を癒すすべもなく、今日に至っている。

2 原告盧

(1) 従前の生活

原告盧は、大正15年（1926年） 、父盧 母盧羅 の間に生まれた。3歳の時に父のいとこの家に養女として売られ、養父盧 養母盧莊 に育てられた。実親、養親ともに、他家の茶摘みをしたり、傘を売る仕事をして、新竹県近辺を転々として生活していた。原告盧は、小学3年生まで通学したが、読み書きはできない。原告盧の養父母は、二人とも50歳を過ぎていたので、原告盧も傘を売る仕事や、茶摘みの日雇いをして家計を支えていたが、生活は大層貧しかった。

(2) 徴集時の状況

原告盧は、当時17歳であった昭和18年（1943年）に、竹北で旅館を経営していた鐘から、海南島で看護婦の仕事をしなかと誘われた。原告盧は、読み書きができなかったので躊躇したが、鐘が、お茶運びや厨房の仕事もあるからというので、海南島に行くことにした。仕事の内容は、食堂の

給仕として料理を運んだり、掃除をしたりすることとされていた。

(3) 連行の状況

原告廬は、鐘に高雄に連れて行かれたが、その時、旗山、台北、新竹等の出身女性も30人程度一緒に連れて行かれ、高雄からは、日本人の子供連れの夫婦が鐘と交替した。原告廬は、高雄から軍艦に乗り、1週間ほどで海南島の檳林に到着し、そこからトラックと徒歩で紅砂まで連れて行かれた。紅砂には、当初は建物がなかったが、1か月くらいしてから、通路を挟んで両側に小さな部屋が20から30程度ある建物が建ち、畳の寝床のある一室をあてがわれた時に、原告廬は、初めてそこが食堂ではなく「慰安所」であることを知った。

(4) 連行場所での生活状況

現地の「慰安所」は、「ケイナンソウ慰安所」と呼ばれ、日本人の妻帯者が管理しており、「慰安所」には30人あまりの女性が、一室に一人ずつ押し込まれていた。台湾の人以外に日本人もいたが、相互に付き合いはなかった。原告廬は、性行為をさせられることを知っても、逃げて行くところがなく、当初は抵抗したが無駄であった。管理者が兵隊に厚紙製の札を売り、兵隊はそれを持って原告廬らの所に来て、強姦していった。相手は、全て日本人の軍人であった。朝の8時ころから昼夜を問わず軍人が来て、中には朝まで泊まっていく者もいたが断れなかった。女性によっては、札を要らないと言って顔を平手打ちされた者もいたが、原告廬は、1年か1年半程度の我慢と思い、ひたすらおとなしくしていたので、乱暴をされたことはなかった。原告廬は、「マサコ」という日本名をつけられ、午前8時か9時ころから、夜の12時ころまで、1日当たり15人から20人の日本軍人の性行為の相手させられた。軍人には避妊具が渡され、それを使用していたが、原告廬は妊娠した。すぐに帰宅したいと言ったが、妊娠8か月まで客を取るよう強制された。また、原告廬は、1週間に一度、檳林の海軍病院に連れて行か

れて検査を受けた。そこで病気と分かるのと休みとなった。検査の時に、買い物に行ったりしたが、それ以外は自由はなかった。

(5) 帰郷

原告廬は、昭和19年（1944年）、妊娠8か月を過ぎたころに、医師に証明書を書いてもらって、台湾に帰ることが許された。当時、原告廬はマラリアに罹患していた。原告廬は、自ら99元の船賃を払い、船で基隆まで戻り、帰宅した。台湾に帰還後に生まれた子供は生後38日で死亡し、原告廬は養女をもらった。また、帰郷後間もなく父が死亡し、半年後に母も死亡した。

(6) 帰郷後の生活

台湾に戻ると、原告廬が海南島で何をしていたかということを知っている人が知っていて、評判はとても悪かった。その後は、工事現場の日雇い仕事をして暮らし、27、8歳の時に新埔に引越し、38歳の時に人に紹介されて結婚したが、夫が原告廬の過去を知ったことから結婚生活はうまくいかなかった。現在、小児麻痺の息子と同居しており、他家の洗濯や子守などの仕事をしているが生活は苦しい。

3 原告黄

(1) 連行までの生活

原告黄は、大正12年（1923年）[redacted]日に、台湾省桃園県の観音郷で生まれた。家は貧しく、生後すぐに他家に養子に出されたが、7、8歳のころ両親が再び引き取り、家で炊事・洗濯や弟妹の面倒を見て暮らした。原告黄は、学校には行くことができず、読み書きはできなかった。原告黄は、18歳で家を出て、台北市の写真館に住込みで勤め、炊事の仕事（飯炊き）をしていた。

(2) 連行時の状況

昭和18年（1943年）、原告黄が20歳の時に、住み込み先である写

真館の近くの旅館の前に、「南洋で看護婦として働きたい人は申込んで下さい。」との貼紙があると、友人Aから聞いた。Aは既に申込んでおり、一緒に行かないかと勧められた。原告黄は、読み書きができないため躊躇していたが、話を聞くと、炊事の仕事もあるからと言われ、また半年で帰れるということであったので応募した。貼紙のある旅館でも申込みを受け付けており、原告黄には、「KAKI」という男性と40歳くらいの女性（共に日本人）が応対した。原告黄を含む23人程度の女性は、集合場所である高雄から「浅間丸」という船に乗り、マカッサルで別の船に乗り換えて、バリクパパンに到着した。上記の「KAKI」と40歳くらいの女性は同行した。上陸後、トラックで1時間程度の山中にある航空隊の基地に連れて行かれた。上陸してから1週間くらいに爆撃を受け、女性二人が死亡し、原告黄も、腹部の怪我が原因で子宮を切除したほか、左目を失明した。

(3) 「慰安所」での状況

バリクパパンは、空襲で建物が全壊したため、原告黄らは、マカッサルに戻り、山の上に移動した。空軍基地の側に、椰子の葉で建てた建物があり、部屋が20教室あり、一人に一室ずつ割り当てられた。各部屋は、弾薬の空き箱を使って床を張りその上に軍用の毛布が敷いてあった。1週間ほどの間に、切符売り場となる別の家が建てられ、「慰安所」という看板が立てられたので、原告黄らは、何をするために連れてこられたのかを知った。この「慰安所」は「松乃家慰安所」と呼ばれていた。女性らは、KAKIに殴りかかったが、KAKIは、原告黄らが帰ることができないと知っていることから、「お国のため」と言って、諦めるように説得した。原告黄は、震えが止まらず手は氷のように冷たくなったが、山中であり、帰る船を沈めるとまで言われて絶望的な気持ちであり、応じるしかなかった。原告黄は、それまで性行為の経験がなかった。原告黄は、「セツコ」という日本名をつけられ、1日に20数人の日本軍人の性行為の相手をさせられた。日中は兵隊、夜は

士官の相手をしていて、外には見張りの兵隊がいるので、逃げることはできなかった。KAKIと一緒に来た40歳くらいの女性は、帰国する時にまとめてお金を払うと言っていたが、一銭も受け取っていない。月に一度、基地の中の病院で軍医による検査があった。外出は、月に一度くらいの割合で、軍のトラックに乗って集団でバリクパパンまで行くことはあったものの、自由に行くことはできなかった。

(4) 帰国の状況

昭和20年(1945年)8月の敗戦と同時に、知らない間に日本軍の兵隊はいなくなった。原告黄らには、何の指示もなかった。原告黄は、現地人に日本人と勘違いされ拘束されたが、日本軍に無理矢理連れてこられたと必死に説明して、監禁を解かれ、スラバヤに連行された。そこで、台湾同郷会の者が、台湾の女性が居ると聞きつけて原告黄を保護してくれて、数か月後に帰国することができた。

(5) 帰国後の生活

帰国後、原告黄は、この経験を父親にも母親にも話せなかった。原告黄は、38歳の時に結婚したが、子宮を切除していたので子供を産むことはできず、姉の子供一人を養子にもらった。現在、その養子は死亡し、夫と二人の孫と共に生活している。

4 原告鄭

(1) 連行までの状況

原告鄭は、大正11年(1922年) 日に、台北市で生まれた。3歳の時に母親が死亡し、その後父は再婚したが、原告鄭が7歳の時に父も死亡し、それからは継母と叔父に育てられた。原告鄭は、中学に進学したが、戦争のために中退している。原告鄭は、16歳の時に、継母と叔父によって、板橋(台北近郊)在住の林に売られた。林は、原告鄭に客を取るよう強要したが、原告鄭が断ると、林は、原告鄭を、台南塩水の柯という者

に売り渡した。原告鄭は、柯■が経営する酒場で、女給として働かされた。そこでは、客との性行為をさせられることはなかった。

(2) 連行の状況

原告鄭は、昭和17年(1942年)、19歳の時、柯■によって、高雄の魏に売り渡された。魏の妻は、原告鄭に、看護婦助手として読み書きのできる人が必要であると言って、2年間アンダマンに行くように指示した。原告鄭を含む21人の女性が、高雄から日本の貨物船に乗船して、魏の妻と共にアンダマンに行った。

(3) アンダマンでの状況

アンダマンは小さな島であり、海岸線に日本軍の基地があり、兵員2000人程度の部隊(石川部隊)が駐屯しているようだった。近くには集落はなかった。その基地内の建物の一つが女性用で、現地に到着した女性18人には、その各部屋が割り当てられた。上陸後5日目ころ、魏の妻が原告鄭らを集め、ここが「慰安所」であることを話した。魏の妻は、最終的には大隊長を呼んできて、同人から、威嚇的に、「慰安所」であるとして、諦めるように説得させた。原告鄭らは、離島から逃げ出すこともできず、諦めの気持ちで応じざるを得なかった。原告鄭ら女性は、「慰安所」では、番号を付けられて、お互いに番号で呼ぶようにと言われた。また、日本名として、原告鄭は「モモ子」と名付けられた。魏の妻が管理人を兼ね、他にもう一人の日本人の老女がいた。軍人は、管理人から札を買い、それを持って女性のいる部屋に来た。原告鄭は、前借金があると言われており、金が支払われることはなかったが、軍人からチップを受け取ることはあり、個人で貯めていた。毎週月曜日には、基地の病院で、軍医によって性病検査が行われた。外出は禁止されていなかったものの、離島であるから、禁止しても意味のないことであつた。週に1回休みがあり、軍人に車で島巡りに連れ出されることもあつた。それでも、身体的に耐え切れずに森に隠れたが、すぐに連れ戻された。

(4) ジョホールでの状況

島に来てから約1年2か月後である昭和18年(1943年)の秋、原告鄭らは、ジョホールに移された。日本海軍旗を掲げた船で移動して、同地上陸し、日本軍の管理地域内にある倉庫用の建物に収容された。同所で船を待つようにと言われたが、1か月を経ても船は来ず、チップを貯めたお金も使い果たし、原告鄭らは、次第にすさんだ精神状態になった。原告鄭らは、魏の妻に対し、台湾に戻すように要求したが、同人は、サイパンに行く予定であると言うのみで、実際には船もなく、そのうち、「見晴荘」と呼ばれていた「慰安所」へ売り込もうとしたが、女性全員が拒否したために諦め、挙げ句の果てに、魏の妻はどこかに姿を消してしまった。4か月ほど経ったころ、金も無く途方に暮れていた原告鄭ら7人ほどの女性は、倉庫で世話をしていた兵士から、「見晴荘」に行ったらどうかと勧められ、やむなく見晴荘に行き、当面必要な金として120円を借り、ここで「慰安婦」として滞在することになった。「見晴荘」も軍の管理地域内にあり、建物自体には監視はいなかったが、管理地域内外の境には兵隊の監視があり、シンガポールへの渡橋は禁止されていた。原告鄭らは、ジョホールの町へは外出が許されていたが、行き場のない孤立地域にすぎなかった。「見晴荘」は日本軍相手の「慰安所」であり、下野という名の日本人が管理人をしており、他に経営者もいたようである。原告鄭ら以外にも、広東や朝鮮から連れてこられた女性が総勢30人ほどいた。原告鄭は、毎日10人から多いときには20人ほどの男性の相手をさせられた。ここでは、120円を返し終わってからは、軍人が支払う対価の一部が原告鄭らにも支払われており、原告鄭は、これを軍事郵便貯金として、総額1800円ほど貯めた(この貯金は、平成10年になって、交流協会を通じての請求により、日本政府から1829米ドルが支払われただけである。)。ジョホールでは、原告鄭ら7人ほどの女性は、金もなく、頼る相手もなく、台湾に帰るすべを持たない状況で放置されており、

「見晴荘」に行ったことも、結局生きるためのやむを得ない決断であり、強制されたものである。

(5) 帰国の状況

昭和20年(1945年)7月、「見晴荘」に客として通ってきていた山口看護長という者が、原告鄭らを台湾に帰すために、軍病院の疾病証明書を偽造して、赤十字の病院船に乗船できる手配をしてくれた。これにより、原告鄭は、他の二人の台湾の女性と一緒に、8月上旬に高雄に帰還した。原告鄭が台北に戻ったのは、ちょうど敗戦のころであった。

(6) 帰国後の生活

原告鄭は、台北に戻って、叔父と継母に会ったが、叔父は原告鄭が「慰安婦」であったことを知り、軽蔑した。原告鄭は、叔父や継母が自分を売らなければこのような境遇になることもなかったと恨み、1か月経たない内に台北を離れて、花蓮で住み込みで炊事係(いわゆる飯炊き)をし、さらに台東に出て裁縫を覚え、洋裁の仕事をしたりして生計を維持した。28歳の時、以前に塩水で知り合った男性と再会して結婚したが、子供ができないといわれて離婚された。その後は、放浪して高雄で飯炊きの仕事などをしたが、屏東に移り、45歳の時に、■■■■と結婚した。その後も子供はできず、夫にも、過去については話せなかった。この夫も10数年前に死亡し、現在は、知り合いの厚意で倉庫の一室を借りて一人暮らしをし、老人年金と政府からの補助金で生計を維持している。

5 原告曾 ■■■■

(1) 連行前の生活

原告曾は、大正13年(1924年) ■■■■日、台湾省花蓮県タロコの大祥シラク部落で生まれ、7人兄弟であった。日本の公学校で4年間の教育を受けた。原告曾が12歳の時、日本の警察により、部落全体が山地のシラクの部落から、花蓮県瑞穂郷紅葉村に強制的に移転させられた。紅葉村に移

転後、原告曾の母親が死亡し、父親は再婚し、継母は1男1女を産んだ。原告曾は、学校を卒業するころから、畑仕事のほか弟妹の子守をし、そのかわら紅葉村の煙草工場に働いている日本人の子供の子守もして生活をしてきた。

(2) 連行時の状況

原告曾は、昭和18年(1943年)ころ(数え年で19か20歳当時)、コバヤから、紅葉村のたばこ関係者の日本人が経営する軍の食堂で働くように言われた。原告曾は、食器洗い、料理運び、掃除等の仕事をし、月10元(円)の給料をもらい、食堂に近い兵舎の一部屋が与えられた。食堂では、原告曾以外に、原告曾の友人であるCと、原告曾の兄嫁であるDも働いていた。駐留していた部隊は「シマヤ部隊」と呼ばれ、隊長は松本であった。また、原告曾らを管理していたのは、「ワタビ」、「ナカムラ」、「ミズグチ」の3人の憲兵であった。

(3) 性奴隷とされた状況

原告曾が食堂で働き始めて2、3か月ほど経ったある夜の午後10時ころ、ミズグチが、他の2人を部屋から外に出し、原告曾だけを休憩用の部屋に残し、そこに居た4人の兵士と共に、原告曾を押さえつけ、嫌がる同人をかわるがわる強姦した。続いて、ミズグチらは、外に出されていたCとDも、順に部屋に入れて、同様に強姦をした。その後は、連日、原告曾ら3人の女性は、午後10時から12時ころまでの間、それぞれ4、5人の日本兵の相手をさせられた。場所は、いつも3人が寝泊まりしている部屋で、一人が部屋に残され、残りの二人は軒下に出された状態で行われた。ミズグチらが原告曾らを管理し、生理や流産後以外には休みは与えられなかった。この侮辱的行為は、敗戦後、日本が撤退した昭和21年(1946年)3月までの約1年半もの間、続けられた。兵士らは、避妊具を使わなかったために、原告曾は3回妊娠し、3回流産した。妊娠中も休めず、流産すると休みが与えられ

るが、半月後には兵舎に連れ戻された。タロコ族は貞操を重んじるため、蕃刀で殺されるのが恐ろしく、父に事実を訴えることもできず、流産した後は、姉のところで療養した。村には、シガタという医師が居たが、行くことはできず、看護婦の訓練を受けたことのあるDに、流産後の後始末の仕方を教えてもらった。

(4) 敗戦後の生活

日本軍が撤退した時、原告曾が4度目の妊娠をしていたので、家に帰れず、父が山の上に所有していた畑の小屋で、出産を待った。原告曾は何度も自殺しようと思ったが、Dがそれを許さなかった。生まれる子供を、子のいない夫婦に渡すことに決まり、その夫婦の家で出産したが、原告曾は赤痢にかかり、子供も生後3日後に死亡した。原告曾には婚約者が居たが、軍の侮辱的な行為を受けたために結婚することはできず、その後、別人と結婚したが、過去の忌まわしい出来事のために離婚したこともある。また、子宮等の身体にも問題が生じたために、子供はいない。

6 原告林

(1) 性奴隷とされるまでの生活

原告林は、昭和5年（1930年）、台湾省花蓮県秀林郷天祥でタロコ族の父母の間の4人兄弟の末子として生まれた。上の3人は兄であった。原告林は、天祥から榕樹の平坦地に移り、銅門小学校卒業後、家の畑作業の手伝いをし、粟や芋等を栽培していた。その後、部族は、日本軍によって榕樹から銅門へ転居させられた。原告林は、「尾崎」 という日本名で、小学校で日本語教育を受けた。

(2) 徴集の実態

昭和19年（1944年）12月、原告林（当時14歳）は、銅門派出所の竹村部長から、原告林の部族の居住地であった榕樹に駐屯する日本軍の倉庫部隊で、裁縫などの雑用仕事をするように命じられた。原告林の兄らは、

日本軍に徴集されており、家は貧しかったところ、この雑用仕事には月10円の給料が支給されるという話であった。原告林及び他の5人の女性が、部隊内で働き始めた。そのいずれも、派出所の日本人警察官によって集められたものであった。当初、原告林らは自宅から通っていたが、部隊によって、駐屯地内に宿舎が建てられ、その中で泊まり込みで働くように指示された。仕事は、兵隊の服や毛布を畳んだり、ボタン付けなどの裁縫仕事などであった。

(3) 性奴隷状況

原告林が住み込みで働き始めて3か月くらい経ったころ、終業後に原告林が宿舎で寝ていると、部隊のナリタ軍曹に呼ばれ、敷地内にある洞窟内に連れて行かれた。洞窟の入り口付近には、板敷きのベッドと毛布が1枚あるだけであった。洞窟の奥は、立ち入り禁止区域であり、おそらく武器庫であったと思われる。原告林が洞窟に入ると、中には一人の兵隊がいた。ナリタ軍曹が洞窟を出ていくと、その兵隊は、原告林を強姦した。他の女性も、皆洞窟に連れて行かれ、同じように兵隊に強姦された。抵抗したために、兵隊から暴行を受け、負傷した者もいた。その後、原告林は、1週間に2、3回洞窟に連れて行かれ、時には2、3人の兵隊の相手をさせられた。兵隊は、コンドームを付けないことも多かった。原告林は、部隊のエラ隊長や、部隊に常駐していたミヤモト医師にも強姦された。原告林は、羞恥心と恐怖心から、部隊での「性奴隷」状態について家族にも話せなかったし、部隊から逃げ出すこともできなかった。このような生活が続いたある日、原告林は生理が止まった。原告林は、生理が止まったらすぐのようにとミヤモト医師に言われていたので伝えると、ミヤモト医師は原告林に薬を渡した。原告林が、ミヤモト医師からもらった薬を服用すると、生理が始まった。原告林は、3回生理が止まり、その度にミヤモト医師から薬をもらった。この薬は、早期に流産させる薬だったと思われる。他の女性のうち、E及びIは、敗戦後、

洞窟内での日本人の兵隊による強姦行為によって妊娠した子供を産んでいる。

(4) 日本の敗戦と解放

倉庫部隊は、敗戦後も台湾にとどまり、原告林は、敗戦から約1年後に、ようやく完全に部隊から解放された。日本軍の撤退により、原告林の部族は、銅門から榕樹に戻った。

(5) 戦後の生活

原告林らは、倉庫部隊での生活について、部族の人に話さなかったが、皆は、原告林らが何をさせられていたのか知るに至った。原告林は、4回結婚して3回離婚したが、離婚に至った最大の理由は、いずれも夫が原告林の過去を知り、我慢できなかつたことであつた。離婚により、原告林は、独りで子供を育てなければならず、とても苦勞した。原告林は、二人目の子供を産んだ後に、子宮に汚れた物があるといわれ、アメリカ人の医師による手術を受けた。倉庫部隊での生活が原因で、子宮や卵巣に異常を生じたと思われる。その後も、時々子宮のあたりが熱を持った感じがして、呼吸が苦しくなり喉が渇きやすく、薬を手放すことができない状態である。

7 原告蔡

(1) 性奴隷とされる前の生活

原告蔡は、昭和6年(1931年)日に、台湾南投愛郷春陽部落で生まれ、兄が二人、妹が一人いる。父親は原告蔡が母親の胎内にいる時に「露社事件」に参加し、日本人に殺された。原告蔡は、数え年8歳で公学校に入り13歳、6年生で卒業し、その後家の農作業を手伝い暮らしていたが、15歳の時に母が病死し、原告蔡は伯母に引き取られて花蓮港の榕樹部落で暮らすことになった。

(2) 徴集の方法とその状況

原告蔡は、昭和19年(1944年)、銅門派出所の「ツバキ」という日本人警察官によって、他の4人の女性とともに派出所に連れて行かれた。他

の4人は日本名で「サチコ」、「ヤエコ」、「カミオ」、ともう一人であった。その警察官は、「向かいの山の麓の日本軍の部隊が、掃除・洗濯・洗濯物たたみ・お茶くみなどの手伝いを求めている。明日から行くように。」と命令した。そのころ警察の命令は絶対で拒めなかったから、彼女らは、翌日から働き始めた。他の四人は結婚していて夫達はみんな南洋に軍夫として送られていたから、子供のいる人は、子供を親戚や友人に預けて行った。原告蔡らの働いた部隊は、「大山部隊」とも「倉庫部隊」ともいわれていて500人から600人くらいの軍人がいて水源部落の向かいの山に洞窟を掘り軍用物資を保管していた。最初、3か月くらい原告蔡らは毎日40分くらいの道を歩いて通い、朝8時から夕方5時まで毎日休みなく約束通り雑用をして働き、給料を10元支給されていた。

(3) 性的奴隷状態の状況

雑用を初めて3か月くらい経過したある日、西村隊長が休憩所で原告蔡ら5人に「5時になっても帰っては行けない。あなた達に別の仕事をやらせるから」と言った。その夜、西村は、まず「カミオ」を連れて行き、「カミオ」は帰ってきて泣いていた。西村は次に原告蔡を山の洞窟の前に連れて行き、「トンネル（洞窟）に入るように」と言ったが、そのトンネルは普段入っては行けないと言われおり、前には人が一人だけ入れる木造の見張り小屋があって、いつも見張りの兵隊が立っていたのである。トンネルの中は、真暗で顔も見えない状態で、原告蔡は、何をするのかとびくびくしながら10メートルほど入ると、小さな明かりがあり、日本兵が一人立っていた。その兵隊は、原告蔡に襲いかかり、無理矢理服を脱がして暴行してきた。原告蔡は、泣きながら抵抗したが、相手の力が強く、強姦された。そしてこの日本兵が出て行った後、別の日本兵が3人入って来て、原告蔡を輪姦した。他の3人の女性も、原告蔡の後に、次々連れて行かれて、同じ目にあった。その時間は、夜8時から9時半ころであった。原告蔡らはその日夜10時ころ、

泣きながら家に帰った。それから、原告蔡らは、毎日昼はそれまでと同じように働き、夜は休憩室に集められ、西村や警備兵によって一人ずつ洞窟に連れて行かれて強姦され、午後10時ころに帰宅することになった。呼ばれる順番は、「カミオ」、「サチコ」、「ヤエコ」、原告蔡の順であった。原告蔡は、皆同じ目に遭っていると思ったが、このことは、辛くて誰にも話さなかったし、誰も原告蔡に話さなかった。原告蔡は、妊娠していたことを知らず、疲労を理由に抵抗したところ、西村らに、背中から腰にかけて、ムチやベルトで何度も何度も殴られ、踏んだり蹴ったりされて、結局流産した。その後も、原告蔡は、嫌だと言う度に、殴られたり蹴られたりした。原告蔡らには、何も避妊の手だてはされなかったもので、原告蔡は性病に罹患したし、3回妊娠して、いずれも流産であった。

(4) 解放及びその後の生活

原告蔡にとって地獄の様な日々が1年ほど経過した後の昭和20年(1945年)10月、部隊が突然いなくなり、原告蔡は解放された。原告蔡は、昭和22年(1947年)に、軍夫として徴集され、戦後にフィリピンから帰還した男性と結婚した。原告蔡は、部隊での出来事を夫にも誰にも言えずに一人で苦しんだが、平成4年(1992年)、夫が肝臓ガンになった時、夫に隠していることに耐えられず、夫の死の直前に部隊でのことを話した。クリスチャンであった夫は、原告蔡を許して逝った。原告蔡が被害を受けた現場である洞窟は、今も残っている。

8 原告劉鍾

(1) それまでの生活

原告劉鍾は昭和3年(1928年) 日に、台湾省苗栗県泰安郷梅園村の天狗という集落で、タイヤル族の父と母の子として出生した。原告劉鍾は、8歳の時天狗小学校に入学し、3年生の時別の集落の象鼻小学校に移り、14歳で小学校を卒業した。原告劉鍾は日本の部隊に働きに行く前に後

の夫とすでに婚約しており、教員であった婚約者は、日本軍に徴兵されていた。

(2) 徴集の方法

昭和19年（1944年）、原告劉鍾が15歳のころ、日本人の警察官カワハダが、原告劉鍾と近所に住むJ、Kの3人に対し、清泉区には日本の部隊が駐屯しており、洗濯、炊事、草取り、裁縫、風呂焚きなどをする女の子を必要としているが働きに行かないかと言ってきた。原告劉鍾ら3人は、当時は日本人警察官の言うことを断ることはできなかつたし、また、行けばお金を稼げるというので生活の足しになることや、その軍隊に行けば兵隊にとられた婚約者を探ることができるのではないかと期待して、働くことにした。原告劉鍾らは、カワハダに連れられて、泰安郷天狗から歩いて大湖へ行って大湖旅館に1泊し、翌日大湖から苗栗駅までバスに乗り、苗栗駅からさらに汽車に乗って竹東に行った。竹東では3人の日本兵が迎えに来ていた。原告劉鍾は、（木村）班長と、スズキ（鈴木）班長という名前を記憶している。そのほかに運転手がいた。カワハダはここで帰って行った。木村班長らは、原告劉鍾らを清泉の「ダキ」部隊に連れて行った。部隊では、原告劉鍾らは、当初洗濯、お茶汲み、裁縫などの仕事をした。

(3) 性的強制の状況について

原告劉鍾は部隊に行って1か月もたたないうちに、日本兵から性的労働を要求された。当時、日本軍は清泉温泉区のすぐ横に駐屯しており、原告劉鍾らのいる労働者寮も温泉区のすぐ横にあった。原告劉鍾らは、同じ部屋で、畳の上で寝ていた。ある日の午後8時ごろ、原告劉鍾は、キムラ班長に別の部屋に連れて行かれて強姦された。原告劉鍾は大声を上げて逃げようとしたが、口を押さえられ、平手打ちにされたり、ベルトで叩かれて、体を丸めると腰を蹴飛ばされ、転がされてはまた蹴飛ばされるというような、激しい暴行を受けた。原告劉鍾らは、その夜、6人の日本兵にかわるがわる強姦され

た。その時Kは、足を暴行で脱臼して、びっこを引いていた。原告劉鍾は、その後は恐怖のあまり抵抗できなかった。他の二人も同じく強姦された。それ以来、原告劉鍾らは、昼は洗濯等の仕事をし、夜は別の労働者寮に連れて行かれて、午後7時から9時ころまでの間、一晩で3人から6人ほどの日本兵の相手を強制され、生理の時も休みは与えられなかった。労働者寮には、山地人が3人、平地人が3人の合計6人の女性がいたが、原告劉鍾は平地人女性とのつきあいはなかった。原告劉鍾らは、清泉にいる間は、寮の敷地から外へ出ることは許されず、いつも憲兵に見張られていた。日本兵は、原告劉鍾が少しでも嫌がると、ベルトで殴ったり、蹴飛ばして、性行為を強制した。原告劉鍾は性病にかからなかったが、日本兵たちがコンドームを使用したことはなく、原告劉鍾は妊娠、流産してJの世話になった。

(4) 解放とその後の生活

Kは8か月近く働いた後、先に家に帰った。Kは部隊に来る前にすでに結婚していたので、夫に知られるのが恐ろしくて、スズキに頼み込んで先に帰ったのである。その後兵士がだんだん少なくなっているのに気付いたが、当時原告劉鍾は日本が降伏したことをまだ知らなかった。1年ほど清泉区にいた後、原告劉鍾は妊娠8か月になっていたJを連れて、清泉の「ダキ」部隊から歩いて山中に1泊して竹東に行き、そこから汽車に乗って新竹に行き、苗栗、大湖とバスを乗り継ぎ、山中に1泊した後天狗集落に帰った。当時、Jはすでに妊娠8か月であった。部族では、夫以外と性関係を持った女子は首を落とされることになっており、原告劉鍾たちは首を刈られるのが恐くて、天狗に戻ったものの家に帰れず、山高くに潜んでまずは子供を生んでから後のことを考えることにした。原告劉鍾の父親が山の上に作業小屋を持っていたので、原告劉鍾はJをそこに連れて行き、原告劉鍾だけ家に行き、米をとって原告劉鍾の母親とJの母親を連れて山に行った。母親に頼み、父親が小屋に来ないようにしてもらって、その間は野草や山菜などを食べてしのぎ、

原告劉鍾はJが子供を産み落とすまで世話を続けた。母親らは、Jの子が危険な状態だったので、山から家に連れて行ったが、子供はすぐ死んだ。ところで、原告劉鍾が天狗の山に帰ってJの世話をしている時、本人は全く分からなかったが、母親は、原告劉鍾が妊娠していることに気がついた。そのため原告劉鍾が集落に戻って間もなく、原告劉鍾の母親は南洋から帰った婚約者と原告劉鍾の結婚を急いだ。夫は全く知らないことであるが、原告劉鍾の第1子は誰か分からない日本軍人の子である。原告劉鍾夫婦は、その子を大切に育て誰にも事実を言わなかった。また原告劉鍾は清泉の日本軍部隊での出来事を、長い間夫にも言わなかった。平成8年(1996年)9月に、花蓮で開かれた「台湾籍日本兵」に関する会議に夫と参加して、会場で「慰安婦」の事が取り上げられたのをきっかけに初めて夫に話した。原告劉鍾の過去を知って二人は抱き合って泣いた。原告劉鍾の夫は、自分が南洋に連れて行かれて十分辛い目にあつたのに、原告劉鍾まで日本兵に虐められていたことを知り絶句した。原告劉鍾にとっても、真実を50年以上も隠し通した苦しみは筆舌に尽くしがたいものである。現在も、原告劉鍾は、日本の部隊で働いていた時に受けた暴行が原因で腰と脊髄の後遺症に悩みつつ、日本政府の正式な謝罪と賠償を求めている。

9 原告楊李

(1) それまでの生活

原告楊李は、大正11年(1922年) 日、台北で生まれ、生後すぐに養女に出された。小学校を途中でやめ、生計を助けるために、織物工場、煙草工場、秤工場で働きながら、青年防衛団で、戦争のための訓練を受けていた。

(2) 徴集の実態

原告楊李(当時22歳)は、昭和18年(1943年)、幼なじみの女性Lから、海外へ行って働くことを誘われた。Lは、知り合いから紹介された

アケミなる台湾の女性より、海外で働くことを誘われ、原告楊李と一緒に誘ったのであった。原告楊李もしも、具体的にそれがどのような仕事であるかは知らなかったが、食堂で働く仕事があると聞き、原告楊李は、現状の生活の困窮や、戦争で死ぬなら海外で死にたいと思い、しとともに海外に行くことを決意し、陳古山という台湾の男性の家に赴いて契約をし、200円を受領した。この時、仕事の内容が「慰安」であることは、全く聞かされていなかった。1月、原告楊李は、し及びアケミとともに、高雄からカマクラ丸という船で出発した。引率者は陳古山という台湾の者で、船には32人程の若い女性が乗っていた。

(3) 連行の場所

原告楊李らは、高雄を出発してから数十日で、ボルネオ島バリクパパンに上陸し、そこから小舟でサンマリナに到着した。同地は周囲を山に囲まれた場所で、あまり整備されていない場所であった。原告楊李らは、同地にて、初めて「慰安」の仕事であることを聞かされ、騙されたと強く拒絶した。当初は兵士の酒の相手だけをしていたが、日本人の管理者の女性から強要され、最終的には性行為に応じざるを得なくなった。原告楊李には、それまで性体験はなかった。

(4) 「慰安所」で強いられた生活

「慰安所」は、サンマリナ、サンガサン、ロアクルの3カ所であり、原告楊李を含む30数名の女性が定期的に交替で3カ所を回った。サンマリナは地域の大きい総司令部のあるところで、将校を相手に、酒の相手と性行為の相手をさせられた。サンガサンでは、油田採掘をする日本兵の性行為の相手をさせられた。ロアクルでは、石炭採掘をする日本人及び現地人と性行為を強制させられた。原告楊李は、他の女性と同様、1日に何人もの客をとっていたため、しばしば子宮に炎症を起こした。1週間に一度、健康診断があった。原告楊李は子宮の炎症のため仕事を休むこともあった。また、原告

楊李は1回妊娠し、流産している。対価については、慰安は一札4円、酒の相手は一札2円で、兵士が札を買い、これを原告楊李らが受け取り、定期的に清算する方式であった。

(5) 敗戦と帰郷

原告楊李は、約2年間同地で慰安の仕事をさせられ、日本の敗戦により、船でスラバヤへ送られた。1年後、自費により、帆船で台湾へ帰国した。

(6) 戦後の生活

帰国後、以前から結婚を予定していた男性からは、原告楊李の過去を知り結婚を断られた。原告楊李は、実家からの援助を期待できず、苦しい生活を強いられた。原告楊李は、その後二度結婚したが、いずれも一緒に暮らすことは少なかった。現在は、夫は死去し、子供や孫とともに暮らしている。